

『所沢市高齢者大学第34期同期会』会則

(名 称)

第1条 本会は『所沢市高齢者大学第34期同期会』と称し、略称を『34期同期会』とする。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦を深め、健康で生きがいのある人生を目指し、地域に貢献し相互交流の継続を目的とする。

(事務所)

第3条 本会事務所は会長宅に置く。

(事 業)

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 研修会・レクリエーションなど、また会員の要望による催し
- (3) 会報の発行
- (4) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会は所沢市高齢者大学第34期生として在籍し、本会の目的に賛同して、所定の会費を納入した者を会員とする。

(会 費)

第6条 年会費は1,000円とし、年度初めの定期総会開催時に納入する。

(役 員)

第7条 本会の役員は下記の者で構成する。

- | | | | |
|----------------|--------------|-----------|-------------|
| (1) 会長 1名 | (2) 副会長 2名 | (3) 会計 2名 | (4) 会計監査 2名 |
| (5) 企画運営委員 若干名 | (6) 広報委員 若干名 | | |

(役員を選出)

第8条 役員は総会において選出する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障のある時はその仕事を代行する。
担当として総務(総務・会議関係等)担当と企画(事業等)担当とする。
- (3) 会計は本会の資産を管理し、会計仕事を処理する。
- (4) 会計監査は決算の監査を行い、結果を総会にて報告する。
- (5) 企画運営委員は各事業の企画運営に当る。
- (6) 広報委員は会報の発行及びホームページの検討をする。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(役員会)

第11条 役員会は次の各号とする。

- (1) 会長が役員を招集し、議長となる。
- (2) 役員会は第7条の役員を以て構成し過半数の出席で成立する。(委任状可)
- (3) 本会の運営上必要な事項を協議し決定する。
- (4) 議事は出席者の過半数の賛成で決定する。
- (5) 議事録を作成・保管し、要求があった場合は会員に供覧する。
- (6) 役員3分の1以上からの要求があった時は役員会を開催する。

(連絡員)

第12条 各班から1名の連絡員を選出し、会と班会員との連絡を担当する。

連絡員に任期はなく、後任者を会に報告することで交代となる。

なお、役員は連絡員を兼ねることが出来る。

(総会)

第13条 総会は次の通り開催する。

- (1) 定期総会は年1回(6月)開催する。
- (2) 役員過半数または会員の3分の1以上の要求があった場合臨時総会を開催する。
- (3) 総会は会長が招集する。
- (4) 議長はその都度選出する。
- (5) 議案は出席者の過半数の賛成を以て可決成立する。

(総会の審議事項)

第14条 総会の審議事項は次の通りとする。

- (1) 事業及び決算報告の審議・承認
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 役員選出に関する事項
- (4) 会則に関する事項
- (5) その他会費及び本会の運営に関する事項

(会計年度)

第15条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

但し、初年度は平成23年2月3日より平成23年3月31日までとする。

(退会)

第16条 次の各号に該当する場合は退会とする。

- (1) 本人の死亡の時

(2)本人から退会の申出があった時

但し、退会の際、納入済の会費は返納しない

(個人情報の管理)

第17条 本会員名簿で知り得た個人情報は理由を問わず外部に提供してはならない。

(附則) この会則は平成 23 年2月 3 日から施行する。

第 2 条平成 27 年 6 月 3 日変更、同日施行

第 7・8・12・16 条平成 28 年6月 2 日変更、同日施行